

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 8 年度 第 3 回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 8 年 8 月 7 日（金）13 時 16 分～13 時 40 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	公益代表委員 5 人（定数 5 人） 労働者代表委員 5 人（定数 5 人） 使用者代表委員 5 人（定数 5 人） 事務局 5 人
出席者	公益代表委員 片山 聡 木下康代 佐野洋史 堀田直美 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 平井孝史 平塚雄二 松井大介 使用者代表委員 池田 健 大日陽一郎 楠亀博美 福地康博 水野 透 事務局 田代労働局長 青木労働基準部長 大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐 遠藤労働基準監督官
主要議題	・ 滋賀県最低賃金専門部会報告について ・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（答申） ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について ・ その他
議事録	別紙のとおり

○木下会長

ただ今から、第3回 滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から2点申し上げます。

1点目は、本審議会の公開についてですが、同運営規程により公開としており、傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が4名おられましたので、ご報告いたします。傍聴席の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。また、本審議会は、同運営規程に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

次に2点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計15名の出席を頂いております。従いまして、最低賃金審議会令の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。連絡事項は以上です。

○木下会長

それでは議事を進めてまいります。

議題（1）の「滋賀県最低賃金専門部会報告について」です。報告ですが、専門部会の部会長として、私から報告します。専門部会は、7月31日から8月5日まで、3回にわたり開催し、労・使委員と公益委員で個別協議を重ねましたが、最終的に全会一致とはなりませんでした。そのため、公益からの提案で、現行の滋賀県最低賃金の1,080円を、56円引上げて、1,136円に改正することを提案し、採決により賛成多数で、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告」がまとまり結審しました。それでは、事務局から、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告」の朗読をお願いします。

○岩永補佐

資料No.1を読み上げます。

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月9日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の滋賀県最低賃金（時間額1,017円）は令和6年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- ① 中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境の整備と各種支援策の確実な実施を要望する。
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を上げるため、設備投

資や人材育成を促進する税制や補助金等による支援の継続・強化を要望する。

- ③ 中小企業への各種支援策・助成金・補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに、とりわけ小規模事業者が活用しやすくなるよう、周知の徹底、申請手続の簡素化等、より一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。

- ④ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進を図るとともに、税・社会保険制度の抜本的な見直しに取り組むことを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員、木下康代 片山聡 松田有加

労働者代表委員、相澤三千代 榎並典朗 平塚雄二

使用者代表委員、池田健 大日陽一郎 水野透

別紙1

滋賀県最低賃金

- 1 適用する地域
滋賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,136 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙2については読み上げを省略させていただきます。以上です。

○木下会長

ただ今の報告について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

〔質問・意見なし〕

それでは、ただ今の専門部会の報告を受け、議題2「滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)」に入ることとしまして、これより、本審議会として採決を行いたいと思います。

改めて、事務局は、現在の定足数の確認をお願いします。

○大橋室長

現在、会長を除き、14名の委員が出席しており、定足数を満たしていることを報告いたします。

○木下会長

それでは、滋賀県最低賃金の改正決定について、この報告書どおりの意見とし、滋賀労働局長に答申することとしてよろしいかどうか、採決を行います。

まず、賛成の方、挙手をお願いします。

[採 決]

次に、反対の方、挙手願います。

[採 決]

採決の結果、賛成9名、反対5名ですので、滋賀県最低賃金を1,136円に改正することを本審議会の決定として、滋賀労働局長あて答申することといたします。

事務局は、答申文(案)の配布・朗読をお願いします。

○岩永補佐

それでは、答申文案を読み上げさせていただきます。

滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和8年7月9日付け滋労発基 0709 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の滋賀県最低賃金(時間額1,017円)は令和6年度の滋賀県的生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- ① 中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境の整備と各種支援策の確実な実施を要望する。
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を上げるため、設備投資や人材育成を促進する税制や補助金等による支援の継続・強化を要望する。
- ③ 中小企業への各種支援策・助成金・補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに、とりわけ小規模事業者が活用しやすくなるよう、周知の徹底、申請手続の簡素化等、より一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。
- ④ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進を図るとともに、税・社会保険制度の抜本的な見直しに取り組むことを要望する。

別紙1

滋賀県最低賃金

- 1 適用する地域
滋賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,136円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日

法定どおり
別紙2については省略いたします。以上です。

○木下会長

只今の答申文(案)について、ご意見等はございますか。

〔意見なし〕

それでは、この答申文(案)のとおり、答申してよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

それでは、これにより答申したいと思います。
答申の前に、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

これから、答申文の手交における撮影の案内をいたします。報道関係者の皆様は、前までお進みください。会長、局長、所定の位置までお進みください。

それでは、会長から答申文の手交をお願いいたします。

〔会長から局長に対して答申文を手交〕

撮影はここまでといたします。皆様お戻りください。

○木下会長

ただ今、答申いたしました滋賀県最低賃金の今後の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

本日この後、「異議申出の公示」を行います。

異議申出期限を8月24日までとし、異議の申出があれば、8月25日火曜日、午前9時30分からこの会場で第4回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議申出について審議をいただきます。その後、官報公示等の手続を経まして、改正最低賃金金額の発効日は、10月3日土曜日となる予定です。

なお、8月25日は、「特定（産業別）最低賃金の改正決定等の必要性の有無について」答申がございましたので、異議の申出がなくても8月25日に審議会は開催いたしますので、委員の皆様は、ご出席よろしくをお願いいたします。以上です。

○木下会長

委員の皆様は、8月25日の日程確保をお願いします。

次に、議題（3）「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」についてです。

事務局から説明をお願いします。

○岩永補佐

はい。資料についてご説明させていただきます。資料No.2は、今年度の特定（産業別）最低賃金改正の申出状況となっています。新繊維工業、窯業・土石製品製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具・電気機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、各種商品小売業、以上の6業種から申出をいただいております。以上です。

○木下会長

ただ今の事務局からの説明について、質問等ございませんか。

〔質問なし〕

では、滋賀労働局長から諮問を受けることといたします。

○大橋室長

それでは、諮問文の手交をお願いいたします。会長、局長、前にお進みください。

〔局長から会長に対して諮問文を手交〕

それでは、会長、局長、席にお戻りください。

○木下会長

では、事務局から、諮問文の朗読をお願いします。

○岩永補佐

資料No.3について、諮問文を読み上げます。

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金外5件の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、令和8年7月13日付けをもって下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

1 滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第2号）

2 滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第3号）

3 滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第4号）

4 滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成24年滋賀労働局最低賃金公示第2号）

5 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成28年滋賀労働局最低賃金公示第2号）

6 滋賀県各種商品小売業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第8号）

以上です。

○木下会長

ただ今、6業種の改正の必要性の諮問をいただきました。

諮問のありました6業種について、改正決定等の必要性の有無については、8月18日の特別検討小委員会で協議の上、次回の第4回審議会で答申することとしたいと思います。

それでは、最後に、議題4「その他」ですが、委員の皆さんから何かございますか。

〔意見なし〕

では、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

特別検討小委員会の開催について申し上げます。8月18日火曜日の午前9時30分から、この会場で開催いたしますので、小委員会の委員の皆様におかれましては、ご出席よろしくお願い申し上げます。

最後に、労働局長の田代から、ご挨拶をさせていただきます。

○田代局長

本日は、滋賀県最低賃金の改正決定にあたりまして、答申をいただき、誠にありがとうございました。

専門部会の委員の皆様には、連日の猛暑の中、真摯なご審議をいただき、心より感謝申し上げます。

今年の引上げ額は、56円ということで、引上げ額、引上げ率ともに過去2番目に高い答申となりました。審議におきましては、労使それぞれのお立場から様々なご意見をいただき議論が行われたと聞いております。また、公益代表委員におかれましては、労使の主張に当初は大きな隔たりがあった中、丁寧に双方の意見を傾聴し、調整をいただいた結果、全会一致とはなりませんでした。本日ここに答申をいただくことができました。委員の皆様には、改めまして感謝を申し上げます。

また、先月、それぞれの労働団体より改正の申出をお受けしました6業種の特定最低賃金について、精査いたしましたところ、所定の要件を満たしておりましたので、本日、これら6業種について「改正決定等の必要性の有無について」諮問を行わせていただきました。

今月18日に開催されます「検討小委員会」におきまして、改正決定の必要性をご審議いただき、必要性ありとご判断いただいた特定最低賃金につきましては、来月からご審議を行っていただく予定となっております。

引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○木下会長

ありがとうございました。

本日、滋賀県最低賃金の改正決定の答申を行うことができました。本日並びに専門部会にご出席いただいた委員の皆様、お疲れ様でした。

以上で、本日の審議会を終了いたします。